

令和2年5月11日

厚生保健委員会

福祉総務課

令和2年（行ウ）第6号 生活保護変更決定処分取消請求事件について

1 概要

A氏（以下「原告」という。）は、処分庁である東区福祉事務所において生活保護を受給しているが、処分庁は平成30年10月分生活保護費の支給に当たり、厚生労働省が定めた基準による保護変更決定処分（以下「原処分」という。）をした。

その後、原告は原処分を不服として、同年11月21日付けで審査庁である静岡県知事に対して審査請求を提起したが、審査庁は、令和元年11月19日にこれを棄却した。

しかし、原告はこれを不服とし、静岡地方裁判所に対して浜松市を被告とした訴状を提出したものである。なお本件は、本市のほか、焼津市（原告1名）を被告とする集団訴訟であり、袋井市（原告2名）を被告とした同様の訴訟と併合される見込みである。

- | | | | |
|-----|---|---|--|
| (1) | 原 | 告 | 静岡県浜松市東区 A氏 |
| (2) | 被 | 告 | 浜松市 |
| (3) | 提 | 訴 | 日 令和2年3月30日 |
| (4) | 事 | 件 | 名 生活保護変更決定処分取消請求事件 |
| (5) | 経 | 緯 | 平成30年 9月21日 基準引下げによる生活保護変更決定
平成30年11月21日 審査庁（静岡県知事）に対する審査請求の提起
令和 元年11月19日 審査庁による審査請求に対する棄却裁決
令和 2年 3月30日 原告訴状提出
令和 2年 4月17日 被告（市）に対する「第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状」収受 |

2 今後の対応

原告が主張する本件処分の違法性については全て争う。

また、本件については、第一号法定受託事務に関する訴訟であるため、訴訟が提起されたことについて法務局を通じて法務大臣に報告するとともに、厚生労働大臣が定める生活保護基準の適法性が主な争点となるものと想定されることから、法務大臣に対し「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」第7条第1項に基づく請求を行い対応する。

（第1回口頭弁論期日：令和2年6月19日）

○国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（抜粋）

第6条の2 行政事件訴訟法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。

2～5 （略）

第7条 地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人は、その事務に関する訴訟について、法務大臣にその所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行わせることを求めることができる。

2～4 （略）